

但火事之節は、夜中も都而往來不指支候事。
一、殺生道具背負荷等之類、相通不申答之事。
右之趣被得其意、夫々可被申談候事。

八月

按ずるに、元祿十四年六月廿六日の覺書に、紺屋坂腰掛脇御門より蓮池の方へ通り抜け候事不仕答、御用に而相通り候面々者、押被遣置云々。とありて、そのかみより禁止せられたる往來なりしかど、文政三年八月十八日貴賤男女の通行をば許されたりといへども、荷物背負の商人等及び夜中の往來を禁止せられたり。然るに明治二年十一月版籍奉還に付、藩主慶寧卿城地を退去し給ふ後、往來の諸門を廢し、番所共を取除き、通常の往來とは成りたり。

○百間堀下馬腰掛

百間堀往來紺屋坂高、石川門前なる挿頭花松の傍なる門脇地に建てたり。舊藩中は登城の諸士、此の地邊にて馬上より下り、乘馬供人此の腰掛に入つて休息す。故に百間堀下馬とも石川門下馬とも呼べり。然るに廢藩の後拂下げに相成りけるを、明治七年士族の者共數名結社して、此の地に

牧牛社を創立せん事を縣廳へ出願し、同年五月許可相成り、始めて繁養す。其の種牛多分は陸中、但馬等の産なり。牛酪製練の方法は、京都府勸業課支局教師ウキートに就き其の術を學び得たりといふ。是金澤市中は勿論、縣下牧牛社の濫觴にて、此の後追々各所に設置なしたり。但し今は其の名のみにて稍、衰微して僅に存せり。

○紺屋坂

百間堀往來北の方下口の坂路也。今世人こんや坂と呼ばれど、元祿六年の士帳にはこんや坂とあり。元祿の頃は、如此呼びたるなるべし。三州志來因概覽附錄に云ふ。紺屋坂は、古此の坂の邊に館紺屋とて染工あり。故に此の遺名ありと。又云ふ。古此の坂下に紺屋町といふ町名あり。因つて此の坂名ありともいふと。昌披問答に云ふ。今材木町横山大和守の家中一番町の出口より下の方、一町の間をば紺屋町と呼べり。昔は此の町紺屋坂門下に有之由、といへり。按ずるに、昔館紺屋此の坂邊に居住し、館紺屋はそのかみ高名なる染工なりし故に、紺屋坂・紺屋町の名を呼びたるなるべし。

○館紺屋之傳

舊傳に云ふ。館紺屋の祖先は高桑備後とて、當國一揆亂の頃石川郡鞍月庄割出村に居館し、一揆の賊魁にて、其の子を高桑五郎と云ふ。天正八年織田信長公の命に依つて、柴田勝家加賀の賊徒を征伐せし頃、五郎は河北郡森下へ逃げ來り、職人と成り、森下にて染工を業とす。故に森下紺屋と稱す。また其の以前割出村に館を構へ居たるに依つて、世人館紺屋と呼べり。其の子孫十郎、金澤へ出で紺屋坂の邊に家居し、藩祖利家卿以來、召し服の染め方を命ぜられ、殊に甚だ御懇にて、毎々親簡を賜はりたり。

親簡の寫

今度帷子共を染ませ候處に、沙汰之限惡、念を入事不相届候。向後森本こんや一人として、念を入染候て可上候。手傳雜左の事者、惣こん屋中として可仕候也。

慶長三卯月廿一日

もり本こんやまご十郎殿

金澤中之こんやのかしら申付候條、可成其意候。染物多申付刻、手傳雜左事者、惣こん屋中へ割符可申付候也。

慶長五年五月廿七日

森本たちかうや孫二郎

金澤中紺屋頭之儀、任利長在判之旨其方申付候。染物過分に申付刻、手傳雜作之儀、惣紺屋中へ可割付候。但非分之儀於申懸者、可爲曲事者也。

元和五年三月廿一日

森もとたち紺屋孫二郎

右の外、利長卿眞筆の親簡等數通其の家に傳へたり。慶長十四年利長卿越中高岡に新城を築き入城し給ふ頃、孫十郎を召寄せられ、高岡千保川邊、烟草町に第地を賜はりたり。其の遺蹟をば于今館屋敷と呼べりと云ふ。慶長十九年利長卿薨後、金澤へ歸りけるに、紺屋坂の舊邸地は、既に官地と成りたり。故に暫く味噌藏町の味噌部屋に居住し、其の後材木町にて、方十間の替地を賜はりける。是即ち今館紺屋四郎兵衛居宅の邸地なり。四郎兵衛は、即ち高桑備後より血脉連続して今に至るといへり。且此の家族、館紺屋新助家より中古後見せし事ありて、利家卿の印書以下、利長卿・利常卿の親簡眞蹟は、皆新助方に傳藏するよし、三州志